

社会福祉法人おおとり会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おおとり会（以下「法人」という。）の役員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(役員の報酬)

第3条 役員が、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給することができる。

2 使用人兼務役員に支給する従業員分給与は、原則として勤務実態に即して支給することとする。

(退職金)

第4条 退職金は、支給しないものとする。

(支給方法)

第6条 役員の報酬及び旅費の支給方法は、おおとり就業規則による。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	月 額 報 酬
理事長業務報酬等	100,000円